

## ソフトウェア・プロダクト使用権許諾約款

公益社団法人国民健康保険中央会では「伝送請求APIライブラリ」（以下、「ソフトウェア・プロダクト」といいます。）のお客様によるご使用について、以下に「ソフトウェア・プロダクト使用権許諾約款」（以下、「約款」といいます。）の各条項を設けさせていただいております。本ソフトウェア・プロダクトを使用することにより、本約款記載の全条項の内容について、お客様は当然に同意され、本約款に基づく契約が有効に締結されたと見做すこととなりますので、予め本約款の内容を、事前によくお読み願います。

お客様（以下「甲」といいます。）と公益社団法人国民健康保険中央会（以下「乙」といいます。）とは、所定のソフトウェア・プロダクトに関し、次のとおり合意します。

### 第1条（定義）

- 1 「ソフトウェア・プロダクト」とは、本約款に基づき甲に提供される、伝送請求APIライブラリのオブジェクト形式のコンピュータ・プログラムおよび関連資料をいいます。
- 2 「指定ハードウェア」とは、ソフトウェア・プロダクトに何らの変更を加えることなくこれを稼働させることができるコンピュータをいいます。

### 第2条（ライセンス）

- 1 乙は甲に対しソフトウェア・プロダクトをあらかじめ甲が特定した1台のコンピュータで甲の内部業務目的のために限り使用する一身専属的、譲渡不能の非独占権利を許諾し、甲はかかる権利を受諾します。
- 2 ソフトウェア・プロダクトは、特定ハードウェアの一時メモリ（例えば、RAM）にロードされ、または固定メモリ（例えば、ハードディスク、その他の記憶装置）にインストールされたときに当該コンピュータにおいて使用されたものとします。

### 第3条（複製権）

- 1 甲は、前条に定める範囲内でソフトウェア・プロダクトを使用する場合、当該範囲内でソフトウェア・プロダクトをバックアップ用として甲が特定した別の1台のコンピュータに複製（インストール）することができます。
- 2 前項に基づきソフトウェア・プロダクトを複製した場合は、ソフトウェア・プロダクトに付されている乙の著作権表示その他の表示と同一の表示を当該複製物にも付すものとします。

### 第4条（移転等）

- 1 甲は、乙の書面による事前の承諾を得ることなくソフトウェア・プロダクトを第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または第三者に使用させてはなりません。
- 2 甲は、乙の書面による事前の承諾ならびに日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく直接または間接に、いかなる形式であってもソフトウェア・プロダクトまたはその派生製品を、輸出、再輸出、転売、出荷、もしくは転用してはなりません。

### 第5条（逆コンパイル等）

- 1 甲は、ソフトウェア・プロダクトを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル または逆アSEMBルしてはなりません。
- 2 甲は、ソフトウェア・プロダクト上または内部にある乙の著作権表示その他の表示を除去また

は変更してはなりません。

3 甲は、ソフトウェア・プロダクトのいかなる部分およびソフトウェア・プロダクトから抽出されたいかなる情報も、第三者に開示し、漏洩し、または入手可能にしてはなりません。

ただし、本約款の条件に従って、甲の内部業務を履行するためにソフトウェア・プロダクトに接する必要のある甲の役員及び従業員に対する開示は、この限りではありません。ただし、この場合、甲は、当該役員及び従業員が秘密保持義務に違反することのないよう必要な措置を講ずるものとします。

#### 第6条（無体財産権）

1 本約款は、ソフトウェア・プロダクトに関する著作権その他の知的財産権を甲に移転するものではありません。

#### 第7条（保証の制限）

1 乙は、納入日から60日以内に、乙の責めに帰すべき事由によるソフトウェア・プロダクトの誤り（バグ）が発見され、その旨を甲から通知された場合、乙が適切とする修正を行います。ただし、甲は、当該バグ修正により当該誤りが完全に訂正されない、または誤動作が回避されない場合があることをあらかじめ了承するものとします。本項に基づく修正をもってソフトウェア・プロダクトに関する乙の担保責任の全てとします。

2 乙は、商品性および特定目的との合致性に関する保証ならびに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、いかなる保証も行いません。

3 乙は、いかなる場合も、甲の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき乙が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負わないものとします。

4 甲が、ソフトウェア・プロダクトをCD-ROMで受領し、ソフトウェア・プロダクトが記録されて提供されたCD-ROMに（物理的な）欠陥（ただし、ソフトウェア・プロダクトの使用に支障を来たすものに限り。）を発見し、同受領日から60日以内に当該CD-ROMを添えて文書により当該欠陥を乙に申し出たときは、乙は当該CD-ROMを無償で取り替えるものとし（ただし、乙が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限り。）、これをもってCD-ROMに関する乙の一切の責任とします。

#### 第8条（権利の終了）

1 甲が本約款のいずれかの条項の一に違反した場合には、前号の規定にかかわらず、乙は、いつでも本約款に基づく甲の権利を終了させることができるものとします。

2 前項により本約款に基づく権利が終了する場合、甲は、全ての媒体に含まれたソフトウェア・プロダクトを直ちに破壊し、その旨を証する文書を乙に提出するものとします。

#### 第9条（その他）

1 本約款にかかわる紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。

2 本約款は許諾プログラムの使用許諾についての証明ですので、甲はこれを保管しなければなりません。

ソフトウェア・プロダクト使用権許諾約款発行元：  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35全国町村会館内  
公益社団法人 国民健康保険中央会